

岩倉市ブロック塀等撤去奨励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の生命、身体及び財産を地震による災害から保護するため、ブロック塀等の撤去を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しこの要綱を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条に規定する道路をいう。
- (2) ブロック塀等 コンクリートブロック、レンガ、大谷石等の組積造の塀（門柱を含む。）で道路からの高さが1メートル以上かつ組積造の部分が80センチメートル以上のものをいう。
- (3) 一団の土地 同一の利用に供されている一団の土地をいう。

(補助の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) ブロック塀等を所有する個人又は法人（以下「所有者」とする）
- (2) 補助金の交付申請日において、徴収金（岩倉市税条例（昭和46年岩倉市条例第42号）第2条第2号に規定する徴収金をいう。）を滞納していない所有者

(補助の対象事業)

第4条 補助の対象となる事業は、市内に存するブロック塀等の所有者が、道路及び公共施設の敷地に面する当該ブロック塀等の高さを60センチメートル以下（基礎部分を含む。）にする工事とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合については、補助の対象としない。

- (1) 家屋の建替え（大規模な改築を含む。）に伴い、ブロック塀等の撤去を行う場合
- (2) 既存施設の改修又は補修のための撤去を行う場合。ただし、生け垣又は金属製の塀への転換を行う場合の撤去については、この限りでない。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めた場合

2 補助金の交付は、一団の土地につき1回限りとする。

(補助の金額)

第5条 補助の金額は、ブロック塀等の撤去に要した経費と撤去したブロック塀等の延長に1メートル当たり1万円を乗じて得た額のいずれか

少ない額の2分の1の額とし、10万円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請及び決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ブロック塀等撤去奨励補助金交付申請書(様式第1)に次に掲げる書類を添えて、当該撤去工事に着手する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去場所の案内図
- (2) 撤去工事の内容を表した図面及び写真等
- (3) 撤去工事費の見積書
- (4) 岩倉市納税証明書
- (5) その他市長が必要と認めた書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、ブロック塀等撤去奨励補助金交付決定通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

(計画の変更等)

第7条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめブロック塀等撤去費補助金変更承認申請書(様式第3)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去工事施工箇所及び施工方法の変更
- (2) 補助金の額の変更

2 市長は、前項の申請書を受理した場合において、内容を審査し、適当と認めたときは、ブロック塀等撤去奨励補助金変更承認通知書(様式第4)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の廃止又は中止)

第8条 申請者は、ブロック塀等撤去工事の廃止又は中止をしようとする場合は、ブロック塀等撤去工事廃止(中止)届(様式第5)を市長に提出しなければならない。

(完了実績報告)

第9条 申請者は、ブロック塀等の撤去工事が完了したときは、ブロック塀等撤去工事完了実績報告書(様式第6)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 撤去工事費の領収書の写し
- (2) 工事着手前及び工事完了後の写真
- (3) 工事の着手日が分かる書類(契約書、注文書等)
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の完了実績報告書は、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の1月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の規定によるブロック塀等撤去工事完了実績報告書を受領した場合は速やかに完了検査を行い、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、ブロック塀等撤去奨励補助金交付確定通知書(様式第7)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 申請者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内にブロック塀等撤去奨励補助金請求書(様式第8)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命じることができる。

- (1) 虚偽の申請その他の不正の行為により補助金交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第9条に定める期日までに、ブロック塀等撤去奨励補助金請求書が提出されなかったとき。
- (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(委任)

第13条 この要綱に定めのあるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
(平成30年度から平成32年度までの特例措置)
- 2 第5条に掲げる補助の金額は、平成30年7月1日から平成33年3月31日までの間に限り、「2分の1」とあるのは「3分の2」と、「10万円」とあるのは「20万円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。